

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第37回 会議の記録

日時	平成 23 年 10 月 11 日(火) 18:45~21:40
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	<p>〔委員等〕 計 12 名          内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／中津原 努／          福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江          (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／染谷 義一／三宅 雄彦／吉川 はる奈)</p> <p>〔事務局:さいたま市〕 計 6 名          企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主          査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興          計画係主任 高橋格</p> <p>〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名          渡邊俊幸／谷口涼</p> <p>〔傍聴者〕          計 2 名</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>1 開 会          2 議題          (1)今後の進め方について          (2)自治基本条例について          3 その他          4 閉会</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方(案)</li> <li>・資料2 最終報告(たたき台)に関する主な検討課題</li> <li>・参考資料1 市民から寄せられた意見</li> </ul>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### 1 開会

#### ○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

#### ○福島委員長

- ・ 今後の進め方の案を示すが、先が見えつつある。活発な議論を期待する。
- ・ まずは今後の進め方について検討したい。

### 2 議題

#### (1)今後の進め方について

## ○事務局

(資料1「さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方(案)」についての説明)

- ・ 年内に市長に最終報告を提出できるような予定となっている。
- ・ ニュースレターの最終号についてもどこかで検討する必要があるのではないか。

## ○福島委員長

- ・ この案は先回の検討委員会を踏まえ事務局で案をつくり、正副委員長で確認した。
- ・ 年内で検討を行うこととなっているが、何か意見はあるか。

## ○中津原副委員長

- ・ 最終報告の市民や議会への説明を行うべきであるが、その日程は書かれていない。市長に提出する前に行うか、提出後に行うか。提出前に行う場合は案として説明し、場合によっては意見を反映することも考えられる。提出後に説明する場合は単に報告となる。
- ・ いずれにせよ、検討委員会として何を検討してきたのかを市民や議会に伝えたい。中間報告の際も議会には説明しており、最終報告ができた際にはまた説明したいとも伝えている。形としては市長の委嘱を受けているが、市民がどのように考えているかを市民・議会・行政に伝えたい。その日程をスケジュールに組み込みたい。それは今後考えればよいか。

## ○福島委員長

- ・ その点は資料中の「最終報告書の周知等を含む」に該当する検討課題である。特に議会には最終報告を提出した後に議論をしてもらうので、説明することは非常に大切である。

## ○細川委員

- ・ パブリックコメントの時期は決まっているか。

## ○中津原副委員長

- ・ それは市で議会への条例案を策定した後に、市民に向けて実施してもらうことになる。委員会の役割ではなく、行政の役割である。期間は決まっていないのではないか。

## ○細川委員

- ・ 委員会として最終報告を発表し、それに対する意見をパブリックコメントで頂く方がすっきりしている。市長への提出前に説明し、それに対する意見も多少であれば反映できる可能性があるとなると、中途半端ではないか。

## ○中津原副委員長

- ・ 最終報告書が市の条例案になるとは限らないが、市の条例案が出た際にパブリックコメントで意見を多く提出して頂けるように、委員会としては説明することとなる。

## ○細川委員

- ・ その場合、説明会がパブリックコメントの期間と離れていない方がよいのではないか。

## ○中津原副委員長

- ・ それが技術的に可能かはわからない。

## ○福島委員長

- ・ 最終報告書を提出した後にその内容について説明を行い、その後すぐにパブリックコメントを行いたいという意図か。最終報告書を提出した後に行政が作業を行い、条例案を作成する。その後にパブリックコメントとなるので、ある程度期間は空くことになる。最終報告書の説明をパブリックコメントの実施にあわせ後にずらすのか、あるいは、最終報告書をあらかじめ議会等に報告し、パブリックコメントを行うことにするのかが考えられる。

**○細川委員**

- ・ その話を考慮すると、あらかじめ行った方がよいように思う。

**○福島委員長**

- ・ あくまでも検討委員会の最終報告書の説明という形となる。

**○中津原副委員長**

- ・ できるだけ早期に済ませたい。

**○渡邊委員**

- ・ 説明会を開催する場合、今年中になるのか。年末は忙しいので、市民がどれほど聞いてくれるかわからない。実際、市民へのPRは進んでいるように感じる。イベントありきでは、本当の意味での市民の声が出てくるかはわからない。個人的には、十分議論も進んでおり、市民に恥ずかしくないものができていると感じている。
- ・ 市民への周知より、実際に自治基本条例を活用してもらい、自治を担ってもらわなければ意味がない。
- ・ 自治会連合会の要望書について対応することについては、もっと早く回答した方がよい。自治会連合会が懸念していることや検討が求められていることについては、すでに検討しており、回答するとしても「すでに検討してきたので問題はない」としか回答できないのではないかな。

**○中津原副委員長**

- ・ そうではない。検討する必要があるので検討する。

**○渡邊委員**

- ・ 口頭でよいのであれば、できるだけ早くにまとめ、早めに回答した方がよい。

**○福島委員長**

- ・ 10月25日までということか。

**○事務局**

- ・ 最終報告書をまとめるのではなく、要望書への回答ということか。

**○福島委員長**

- ・ 要望書については後で検討する。
- ・ 周知について、中津原副委員長の意見は市民・議会・市長への周知が必要ということであり、渡邊委員の意見は市民への説明は不要という意見である。

**○渡邊委員**

- ・ 時間的に無理して集めても効果は薄いのではないかな。

**○中津原副委員長**

- ・ 最終報告書の説明は誰にも行っていない。

**○渡邊委員**

- ・ 文書で説明すればよいのではないかな。説明を行うとすれば、市長提出の前となるか。

**○中津原副委員長**

- ・ 説明を行う時期は決まっていない。提出の前に行くという案も提出後に行くという案もある。

**○内田委員**

- ・ 市民に対する最終報告の説明の方法は、市民フォーラムのような形か。これまでの意見交換会のような進め方はできないのではないかな。大きな場所で1～2回程度行うイメージか。

### ○堀越委員

- ・ 最終報告書の説明会は行った方がよい。例えば、フォーラムを2回開催し、1回目は市長に報告する際に市民にも説明を行うフォーラムとするのはどうか。2回目には市長は参加しなくてもよいので、1回目に参加できなかった市民に来てもらう。2回も市長に意見を頂く必要性はない。
- ・ 宣伝する対象は、もちろん全市となるが、一度意見交換会に来て頂いた市民にも連絡したい。
- ・ このようなフォーラムに議員に来てもらってもよいが、議会に対する中間報告の説明会では最終報告についても説明を行うと伝えているので、市長への提出後、速やかに説明ができればよい。
- ・ パブリックコメントは行政が作成したものに対する意見を求めるもので、検討委員会の報告に対するものではない。
- ・ 検討委員会は最終報告の説明会が終わるまで続くイメージである。

### ○中津原副委員長

- ・ 市長提出と同時ということか。

### ○堀越委員

- ・ 市長に対しては、委嘱されて検討したので報告したい。通常儀式的になっているが、説明を聞いてもらいたい。

### ○湯浅委員

- ・ 最終報告書の説明会としてなじむかどうかかわからないが、提出するだけでなく、市長への説明もかねて、市民参加型の説明会を開催できればよい。
- ・ 検討委員会による最終報告の説明は義務だと考えている。

### ○堀越委員

- ・ 市民への説明は提出した後でなければならない。提出後に市長にも一緒に説明を聞いてもらいたい。

### ○中津原副委員長

- ・ 市長と一緒に聴いてもらいたい。どのような立場で市長が説明会に参加するかについては熟慮しなければならない。

### ○堀越委員

- ・ 検討委員会の説明なので市長の意見を伺う場ではない。

### ○福島委員長

- ・ 日程調整が難しいかもしれない。

### ○事務局

- ・ 最終報告がまとまってすぐというわけにはいかない。会場手配や周知が必要なので、日程調整が必要である。

### ○中津原副委員長

- ・ 来年となるか。

### ○事務局

- ・ 12月にまとまったとしても、来年となる。

### ○堀越委員

- ・ 長い期間検討してきた内容なので説明をしっかりと聞いてもらいたい。これまでの例だと、15分程度しか時間を取れないのではないかな。

### ○福島委員長

- ・ 実施方法は検討の余地があるが、フォーラムのような報告会を実施するべきであるという意見が多いようだ。報告会の回数についても検討し、案が固まり次第、示したい。
- ・ 議会への報告は議会で別途説明を行うということによいか。
- ・ ニュースレターについては、改めて広報チームから案を出して貰いたい。
- ・ 今後の進め方（案）について意見はあるか。

### ○中津原副委員長

- ・ 基本的に、案の順序でよいと考えるが、検討は全体を見ながら進めなければならない。第〇回を「第〇条の検討の日」と決めてもよいが、実際の議論では一つの条にとどまらず全体を見渡しながら検討することになる。重箱の隅をつつくような議論はよくない。

### ○福島委員長

- ・ どこを中心とするかの問題である。
- ・ 重箱の隅をつつく作業は行政に行ってもらえるはずである。

### ○事務局

- ・ 臨機応変に進めることになると思う。

### ○福島委員長

- ・ 場合によっては新たな論点が出てくる可能性もある。
- ・ 最終報告書の構成案についても検討したい。現在イメージしているものは中間報告書のようなイメージか。

### ○事務局

- ・ 中間報告は、「中間報告の基本的な考え方」「条例案骨子、考え方・解説など」「資料編」という形式である。
- ・ 最終報告の書き方も、中間報告のように「最終報告の基本的な考え方」「条例案、考え方・解説」「資料編」というような形で考えてよいか。

### ○福島委員長

- ・ 「最終報告の基本的な考え方」がまずあり、「条例案、考え方・解説など」では骨子ではなく、最終報告ではより具体的な案を示す。最後に「資料編」を載せることとなる。
- ・ 川口市の自治基本条例もほぼ同じような構成となっている。経緯が冒頭に書かれている。最後の資料編は添付されておらず、全体構成図や名簿が載せられている。
- ・ 川口市の場合は意見交換会を実施していないので、資料編が名簿だけになっているとも考えられる。
- ・ 何か意見はあるか。

### ○内田委員

- ・ 中間報告を市長に出した際に、何かフィードバックはあったのか。

### ○事務局

- ・ 検討途中のものなので、特にはなかった。

### ○中津原副委員長

- ・ 途中で注文をつける立場ではないという解釈である。

### ○渡邊委員

- ・ 検討結果に忠実な言葉を使うのであれば、この構成でよい。

### ○中津原副委員長

- ・ 市民の意見の取り扱い方が問題である。市民から頂いた意見として載せることも考えられるが、意見をまとめ、検討委員会がどのように対応したかを紹介することも考えられる。単に市民意見を列挙するだけでは誤解を招き、意味もない。

### ○小野田委員

- ・ 市民からの多用な意見に対する検討委員会の意見を紹介する必要があると思う。

### ○中津原副委員長

- ・ 意見を提出した側としては、自分の意見は載せてほしいと考えている。出された意見は別冊資料編とすればよい。そうではなく、主な意見に対しどのように対応したのかを紹介すればよい。

### ○内田委員

- ・ 市民の意見は個別に多く出ている。それを自治基本条例の中に意見のまま書くわけにはいかない。ただ、出された意見がどのように反映されているのかは書かなければならない。例えば、自治会が求めているのは加入率を高めることだが、そのことがどこに含まれているのかを紹介する。細かくは書けない。
- ・ さいたま市らしさがどこに含まれるのかは説明できるようにした方がよい。

### ○福島委員長

- ・ 生の意見を最終報告に載せるのではなく、別冊として紹介する。
- ・ 最終報告では資料編として主な意見への対応方法をパブリックコメントのようなイメージで記載していく。
- ・ その他に意見はあるか。

### ○中津原副委員長

- ・ 中間報告の解説とは全く異なる書き方となると考えられる。構成についても、章ごとの趣旨の説明も必要となる。完成した条例案に即して説明することになる。

### ○福島委員長

- ・ 今の意見をもとに、最終報告の作業を進めていきたい。
- ・ 途中で気づいたことがあれば、最終報告の構成に活かしていきたい。

### ○事務局

- ・ 市民意見について、メール等で出された意見は事務局でまとめて示すことができる。意見交換会で出された意見は意見交換準備チームでまとめてもらっている。別冊については事務局で作業ができる。
- ・ 主な意見への検討委員会の対応方法については事務局でつくるものではない。

### ○中津原副委員長

- ・ 基本的には委員会で作成するものとなる。

### ○事務局

- ・ 一つひとつを委員会で検討するのであれば時間がかかる。

#### ○堀越委員

- ・ 意見交換準備チームがまとめることになるか。
- ・ 市に寄せられた意見については市でまとめているのか。

#### ○事務局

- ・ 中間報告以降の意見はまとめている。意見交換準備チームでまとめて頂いたものとあわせれば、提出された市民意見は網羅できることになる。

#### ○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームで集めた意見についてはまとめているが、その対応方法はまとめて示したいと考えている。

#### ○事務局

- ・ 今年度、参考資料「市民から寄せられた意見」で示した意見については約30件である。

#### ○富沢委員

- ・ 中間報告の資料編の(5)とあわせ、Q&Aや「よくある質問」のように加工すればよい。
- ・ 生の意見を別冊でまとめればわかりやすい最終報告となる。

#### ○中津原副委員長

- ・ 賛成である。誰がどのように行うか。
- ・ 意見交換会で出された意見については意見交換準備チームで文案を作成する。意見交換会で出た意見と市に直接出された意見を分ける必要はない。

#### ○堀越委員

- ・ 合体させて、Q&AのQの部分をつくる。

#### ○事務局

- ・ 意見交換会の意見と直接寄せられた意見を分ける必要はないと考える。
- ・ 富沢委員の意見は、各条や各節で「よくある質問」をまとめるというイメージか。

#### ○富沢委員

- ・ 全体と項目ごとでわければよい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 条や節で書けるのであればつながりがわかりやすい。それ以外に自治基本条例の必要性や策定方法への疑問等は別に記載する。

#### ○福島委員長

- ・ 工夫したい。市民が読む気になると思うので、よい提案である。そのような方向で整理したい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 最終報告書の体裁はどのようになるのか。

#### ○事務局

- ・ イメージとしては、中間報告のようにホッチキスでとめたものである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 図も入れた方がわかりやすい。条文に図は使えないが、説明には図があってもよい。

#### ○堀越委員

- ・ 分かりやすく、理解しやすい方がよい。一目でわかるような工夫が必要である。
- ・ 本冊となるのかパンフレットになるのかはわからない。

### ○湯浅委員

- ・ わかりやすさはポイントである。興味のある分野を知りたい際には図解があればわかりやすい。
- ・ 市民の意見も多用なものがあるが、これらは検討委員会にとっての財産である。市民意識調査は読み物として読みやすいので、あのようなフォーマットに加工すればよい。

### ○中田委員

- ・ わかりやすさや図解についてはよいが、最終報告の一人歩きが望まれているわけではない。最終案が条例となった際のもので大切である。最終案はそこまでわかりやすくする必要があるのであるのか。

### ○渡邊委員

- ・ 体裁が問題となるわけではない。市民の意見は何のために聴くのか。さいたま市がよくなるために意見を聴く。その中から未来につながるものを少数でもピックアップする。
- ・ 同じ言葉を使っても違うものをイメージしていることは多々ある。市民の意識を知りたいのであれば、市民意識調査を参照すればよい。
- ・ 分厚く美しい最終報告ができればよいわけではない。

### ○中津原副委員長

- ・ 異論はない。美しいものをつくる必要はないが、検討委員会が考えたことがわかりやすく伝わるようにしたい。

### ○小野田委員

- ・ 最終報告書であって、確定したものではない。しかし、見る人にとって分かりやすい報告書である必要がある。一人歩きについては心配しなくてもよいのではないかと。分かりやすい方が市民の理解も深まるし、自治基本条例の周知にもつながる。

### ○中津原副委員長

- ・ 最終報告書が検討委員会の最終アウトプットなので、わかりやすく伝えたい。

### ○内田委員

- ・ 市民の大多数の意見を聴くことが目的ではない。説明会では新しい考え方について説明する要素がある。自治基本条例はよりよいさいたま市をつくっていくために市民と一緒に考えていくことが必要となることを説明した。意見交換会や検討会の結末として、報告する必要がある。
- ・ 中間報告に市長から意見はなかったようだが、最終報告を提出する際には市長から質問があると考えられる。その場合、市長からはかなり詳細についても聞かれることが考えられる。事務局から説明するのか。

### ○事務局

- ・ 委員から提出する際には説明している。

### ○中津原副委員長

- ・ 市長のフィードバックは伺っていない。

### ○内田委員

- ・ 最終報告を提出し、市長が疑問に感じることがある場合は検討委員会に質問するのか、事務局にするのか。

### ○福島委員長

- ・ 最終報告を提出した後、行政が条文化し、パブリックコメントを行い、意見を集め、再度行政内で検討し、市長の意見が入り、議会提出となる。その過程で委員会が検討した内容について説明することもあるが、最終報告を出した後であれば、検討委員会に聴くことはないと考えられる。どのような議論があったのかは事務局に聞くかもしれない。

### ○中津原副委員長

- ・ 最終報告書に、質問に回答できるような材料は書き込んでおく。

### ○福島委員長

- ・ 最終報告はわかりやすいように心がける。図式化等も検討する。川口市の場合では全体の構成のみが図式化されているが、他にも使える可能性もある。図は使い方が難しい場合もある。図の説明ができればよい。

### ○中津原副委員長

- ・ 文章ではあいまいに書けるが、図はあいまいには書けない。

### ○事務局

- ・ 今後の議論で、どのような図ができるのかを示してほしい。
- ・ 中間報告に掲載した市民意見が誤解を招いたとはどのようなことか。

### ○中津原副委員長

- ・ 同じ報告書の中に書かれていたために、市民の意見が検討委員会の意見と誤解されることがあった。

### ○福島委員長

- ・ 構成案についての議論は以上である。
- ・ 続いて自治会連合会の要望書への対応について検討したい。

## (2)自治基本条例について

### ○堀越委員

- ・ 自治会連合会からの要望書にある「附帯意見」がどのような意図であるのか、聞いてもらったのか。

### ○事務局

- ・ 検討委員会に具体的に中身を検討するように求めているのか、最終報告書に附帯意見として載せて行政に検討するように求めているのか、あるいは両者なのかを、自治会担当の部署を通じて確認したところ、行政に対して、具体的に検討する必要性等を求めているようであった。最後の条例の適宜見直しについては、検討委員会と行政の両者に検討を求めているという回答であった。

### ○渡邊委員

- ・ つまり要望書の「5 条例の運用等」に回答すればよいのか。

### ○事務局

- ・ 最終報告にどのように附帯意見として書き込むかを検討する必要がある。要望書のその他の部分について、附帯意見として載せるかは議論が必要である。

### ○中津原副委員長

- ・ 検討できるものは検討していけばよい。

#### ○福島委員長

- ・ 検討委員会で対応できることは少ないが、検討すべき箇所については意識しながら検討していくことになる。
- ・ 「1 総論（1）条例の目的について」については検討委員会で行うべきことではないが、法令に抵触しないように検討してきた。
- ・ 「（2）自治の基本理念」についてはどうか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 他の条例で書かれているのでここで書く必要はない、あるいは、他の条例の記述を削除する、という趣旨であると考えられるが、両方で書いても問題はない。市民活動及び協働の推進条例で書いていることと重複してもよい。

#### ○福島委員長

- ・ 議会基本条例や市民活動及び協働の推進条例等、その他の条例を意識しながら検討してきた。
- ・ 「（3）用語の定義」についても同様の趣旨であるので、検討してきている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 同じことを書いたとしても、他の条例を改廃する必要はない。

#### ○中田委員

- ・ 定義する内容を検討する必要があるということか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例と市民活動及び協働の推進条例の両方で定義していることについて、どちらかで統一し、どちらかを削除すべきという趣旨と考えられる。

#### ○堀越委員

- ・ 自治基本条例が基盤となるのであれば、市民活動及び協働の推進条例を自治基本条例にあわせて修正した方がよいというように読める。

#### ○渡邊委員

- ・ 言葉も含めて統一すべきと解釈できる。

#### ○福島委員長

- ・ 包含するように書いているので矛盾することはない。もし衝突することがあるとすれば行政で調整することになる。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「市民」の定義について、市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例では異なる定義をしている。市民活動及び協働の推進条例では「滞在する人」も市民に含めているが、自治基本条例では「滞在する人」については対象から除外している。市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例で市民の定義が異なっても構わないのではないか。

#### ○事務局

- ・ 整合をはかるべきという意見と考えられる。

#### ○渡邊委員

- ・ 言葉も含めて統一すべきということか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 矛盾がないかについては検討したい。

### ○小野田委員

- ・ 「市民」の定義が違っているのであれば、違うことを明記するべきではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例では滞在者を除いたということを説明できればよい。解説では書いているか。

### ○事務局

- ・ 具体的に「滞在者」については書かれていない。一緒にまちづくりを進めていく主体を「市民」と書いている。

### ○小野田委員

- ・ 少なくとも市民については定義が異なるので、自治会への回答にそのように書けばよい。

### ○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例としては「滞在者」を除いているが、市民活動及び協働の推進条例では「滞在者」が含まれてもよいのかもしれない。

### ○事務局

- ・ 市民活動及び協働の推進条例に「市民参加」の位置づけはない。

### ○中津原副委員長

- ・ 「市民自治」については自治基本条例のみで使っている概念である。
- ・ 「協働」については、相違はないはずである。市民活動及び協働の推進条例と同様、話し合うだけでなく事業を行うイメージで書き込んでいる。

### ○事務局

- ・ 協働については、市民活動及び協働の推進条例を意識して作成してきた経緯もある。

### ○福島委員長

- ・ 「市民」については回答書等で説明したい。
- ・ 「(4) 条例の位置づけ」についての意見は何かあるか。

### ○事務局

- ・ この点は検討委員会の事項ではない。行政としては他の条例との矛盾がないようにすることが大切であるので、その点は確認していくことになる。また、三宅委員も以前述べていたように、裁判になった際には後法優越の原則があるが、行政としては、市民の誤解を招かないように、また、内部で混乱が生じないように整合性を図りたい。

### ○中津原副委員長

- ・ 整合は狭義でとれば矛盾がないこととも言えるが、他の条例で踏み込めて規定されていない事項を自治基本条例が踏み込んで規定している場合、他の条例を自治基本条例にあわせて踏み込んで規定してほしい、という意味での整合も考えられる。しかし、条例制定時にすべてを変える必要はなく、順次合わせられればよい。

### ○福島委員長

- ・ この点については検討委員会では対応ができない。

### ○中津原副委員長

- ・ すべての条例との矛盾がないことを確認したわけではないが、各所管に照会はしているので、矛盾があればすでに指摘されている。

### ○事務局

- ・ 所管に確認した際とは内容は変わっている。

#### ○中津原副委員長

- ・ もう一度照会する必要がある。行政で対応して頂きたい。

#### ○堀越委員

- ・ その他の条例等の趣旨や目的を展開したことを自治基本条例では書いている。その意味では矛盾はないと考える。

#### ○福島委員長

- ・ 検討委員会としては行政にお願いするしかない。
- ・ 続いて「2 各主体の責務等（1）市民の権利」について何か意見はあるか。

#### ○渡邊委員

- ・ ここは市議会と調整する必要はなく、市長が議案を提出すればよい。議会と市長と市民がどのような関係なのかを考えれば、このことは譲れない部分である。調整ではなく、あくまで議決をはかるものである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 議会で審議すればよい。

#### ○内田委員

- ・ 先ほど他の法令等との整合性や重複について議論したが、最終報告案の第14条（情報公開の総合的な推進）で「さいたま市情報公開条例その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません」とあるが、この「適正に対応する」とはどのようなことか。

#### ○渡邊委員

- ・ ここは情報公開の推進に関しては適正に対応するということである。

#### ○事務局

- ・ 情報公開条例に書かれている開示請求と捉えれば「その他の法令」は不要かもしれないが、市が有する情報についての公開の請求があった場合、個別の法律に閲覧義務等が規定されていることもあるので、違法のものがないように対応することを書いている。

#### ○内田委員

- ・ 自治会連合会が指摘している市民活動及び協働の推進条例等との重複とは異なるのか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自治会連合会の趣旨に沿って、法令に反しないように進めるということである。

#### ○内田委員

- ・ 他の条例というわけではないのか。
- ・ 適正に対応するとはどのようなことか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「法令等」には条例も含まれる
- ・ 情報開示請求への対応を適正に行うということである。

#### ○内田委員

- ・ 協働に関する条例が別があり、自治基本条例にも書かれているということを自治会連合会は指摘している。適正に対応しなければならないとは、どちらかを削除するということか。

#### ○中津原副委員長

- ・ そうではない。情報開示を適正に行うということである。

#### ○内田委員

- ・ 自治会連合会が指摘していることとは異なるということか。

#### ○福島委員長

- ・ 検討委員会の議論の中で、重要な事は他の法令に書かれていることであっても自治基本条例の中であえて書き込むという議論を行ってきたので、当然重複する部分はある。法令にすでに規定があっても、だからといって自治基本条例で消す必要まではないという結論である。
- ・ (2) 市民の責務についても同様か。

#### ○堀越委員

- ・ 議会制民主主義があるのに直接民主主義があることについて異論があるようである。このことは、議会基本条例にも「市民の議会」という章が置かれていることなので、特に問題はないとも言えるのではないか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「直接民主主義の概念を規定する」が何を意図しているのかわからない。議会制民主主義を否定し直接民主主義を規定するようなニュアンスと捉えられているようであるが、そうではなく、議会制民主主義の上に直接民主主義的な手続きを加味することである。

#### ○福島委員長

- ・ 補完する意味でもある。

#### ○中津原副委員長

- ・ そのことについては議会基本条例でも書かれていることなので問題はないと回答できる。

#### ○福島委員長

- ・ 市議会と調整するとあるが、中間報告の際に説明している。
- ・ 「(3) 議会・議員の役割と責務」についても、議会基本条例を意識して検討しているので問題はないと考えられる。
- ・ 「(4) 市長・職員の役割と責務」についても検討した。抵触するような場合は事務局から指摘があるはずである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 市長が執行に当たり最終決定権を持っており、それを拘束することを書けば地方自治法に抵触すると考えられる。例えば、住民投票条例の決定を「守らなければならない」と書けば抵触する可能性があるが、今の案では「尊重する」としている。

#### ○福島委員長

- ・ 基本的に抵触するようなことはないと考える。

#### ○中津原副委員長

- ・ この点について、議案として提出する際に行政内でしっかり確認されるはず。

#### ○福島委員長

- ・ この点は最終報告たたき台作成チームでも議論しているので、おそらく問題はないと考える。
- ・ 続いて「3 市政運営・まちづくり」について何か意見はあるか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「柔軟かつ迅速な対応ができなくなる可能性がある」とある。

### ○福島委員長

- ・ 規定することにより、「柔軟かつ迅速な対応」ができるような環境整備を目指している。

### ○事務局

- ・ 例えば、すぐに対応しなければならない何か重大な事件が発生した場合、自治基本条例の中で「市民の意見を聴かなければならない」と書いてしまうと緊急に動けなくなるというイメージかもしれない。

### ○福島委員長

- ・ 条文を再度確認していく際に、迅速な対応ができなくなる規定があるかを確認したい。
- ・ 「4 地域コミュニティ・区」について何か意見はあるか。

### ○中津原副委員長

- ・ 「身近な生活となる地域の定義や自治会の役割について、検討する必要がある」とあるが、身近な生活となる地域を「地域コミュニティ」と中間報告では定義していたが、今は削除している。

### ○事務局

- ・ 現行の案では「地域」について定義はしていない。漠然としたイメージにしかない。

### ○堀越委員

- ・ 行政で区割りをするが、その区割りが地域の実態と異なっていて、住民が戸惑っていることもあると聞いている。その点に関しては、検討委員会で「地域」を定義することができる話ではない。また、エリアに関する意見の中で自治会の役割に関する意見が出てきていることが唐突であるように感じる。

### ○中津原副委員長

- ・ 地域についてどのように考えているかは書ける。具体的に小学校区や中学校区を意味しているのではなく、それぞれ多様な区域があるので、ケースバイケースで地域を考えている。それらを全て統一し、住民自治区を決めることは考えてはいない。

### ○堀越委員

- ・ そのような自治体がないわけではない。

### ○中津原副委員長

- ・ すべての計画や行政、活動が一つの区割りの中で完結しているわけではない。一つの構想や問題点を考えるための区割りである。その区割りにあわせて小学校区を再編したわけではない。

### ○事務局

- ・ 何も無いところに線を引くわけではない。すでに多様な活動がある現状を統一することは行政だけでできることではない。

### ○内田委員

- ・ 意見交換会で自治会から意見が出たのが、「隣の自治会の防災施設の方が近い」という意見があった。その柔軟性を求められていた。

### ○中津原副委員長

- ・ その場合は柔軟に対応すればよい。中央集権で全てを固定しているわけではない。

### ○内田委員

- ・ この点については自治会同士が柔軟に決めればよいことである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自治会の役割を間接的に規定しているか。検討項目に含まれているか。

#### ○事務局

- ・ 検討項目とはしていないが、第27条（地域のまちづくり）に関わってくる。ここでは「地域」は定義されておらず、自治会は言及されている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「自治会等の団体が行う活動に参加する」ことと、様々な団体が「それぞれの自主性に基づき、それぞれの特性を生かして相互に連携するよう努める」ことが書かれている。自治会の役割をあえて書くとすれば、様々な団体と連携をとりながら、中核として活躍する役割ともいえる。

#### ○福島委員長

- ・ 第27条は紆余曲折を経ながら多くの議論している。

#### ○中津原副委員長

- ・ 中間報告でも近いものがあつた。最初の素案とは異なる。

#### ○事務局

- ・ 「市民が参加する」「団体同士が連携する」「市が支援する」という三本柱は変わっていない。

#### ○中津原副委員長

- ・ 最初の素案では「自治会は～」としていたが、反対意見があつたので削除されている。

#### ○事務局

- ・ 検討委員会では、自治会が重要であるという意見から自治会について明記している。

#### ○中津原副委員長

- ・ この点については、自治会から相反する意見を頂いている。一つは「自治会の役割をしっかりと明記し強化してほしい」という意見で、もう一つは「任意団体であるので規定は不要である」という意見であつた。検討委員会としては、あえて「自治会は～」という書き方をせずに、自治会の重要性を説いている。

#### ○福島委員長

- ・ 第27条に関しては当初は自治会を前面に出していたが、落ち着くところに落ち着いている。相反する両論があるので、これ以上は書けない。

#### ○小野田委員

- ・ 自治会に両論あるので、検討委員会としてはこれ以上書けないのではないかと。

#### ○福島委員長

- ・ この点についてはかなり時間をかけて検討している。最終報告にどのように書き込むかについて、何かよい意見があれば頂きたい。
- ・ 「(2) 区のあり方」について何か意見はあるか。第28条と第30条に関わってくることである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 区のあり方については自治基本条例でかなり踏み込んで書いているが、区民会議のことについても各区の要綱などに基づいて書いている。

### ○渡邊委員

- ・ 要望書の意見は、検討段階だから書かない方がよいということなのか。
- ・ 検討内容については懸念するようなことはない。検討委員会として、各区の特徴が失われるようなことを検討するはずがない。

### ○事務局

- ・ そもそも区役所の仕事や区長の権限等は、市長が市長の権限の範囲内でその都度判断していることなので、条例で定めることにより、市長の権限を侵すということを意図しているのかもしれない。

### ○中津原副委員長

- ・ その場合、市長に異論があるのであれば問題となる。

### ○内田委員

- ・ 特徴を活かした区民会議が可能となった。条例を制定することにより、区民会議の活動の特徴が失われることを懸念しているようにも考えられるが、禁止事項を盛り込んでいるわけではないので、問題ないと考える。

### ○中津原副委員長

- ・ 区長に提言を行うための組織として区民会議を設置することを規定している。これはあらたな体制に即している。市長に提言を行う以外のことに取り組んではならないのか、とも読める。その場合、区民会議の活動を制限することになるともいえる。

### ○内田委員

- ・ 区長に提言を行う区民会議を設置するとあるが、昨年度までの区民会議の委員によると、提案をしなくてもよくなったと言っていた。

### ○中津原副委員長

- ・ 提言を行うことは全区で共通である。区長が提言するテーマを決めている区もあるが、区民会議で提言するテーマを決められることもある。区それぞれで、拘束しているわけではない。もし、区長が求める内容についてのみ提言をすることが求められているようであれば、それは区民会議の独自性を損ねることになる。しかしそれは別の次元の話である。

### ○堀越委員

- ・ 第30条は区民会議で区民の意見を聴きながら提言することについて規定しているので、独自性を損ねることは書いていない。全区が同じことをしなければならないとは書いていない。

### ○中津原副委員長

- ・ 「提言」を行うための組織について、今の体制は提言を行う会議体だが、長期的に考えると提言を行うだけではなくなるかもしれないので、「提言等」としてもよい。

### ○福島委員長

- ・ 第30条についてはどこかで時間を設けて検討したい。
- ・ 「5 条例の運用等」について何か意見はあるか。

### ○中津原副委員長

- ・ 自治体の憲法としての性質を指摘している。憲法の改正にはハードルが高く設けられていて、自治基本条例を自治体の憲法とするのであれば、そのハードルを高めた方がよいという意見であると思う。検討委員会の意見としては最高の物を目指して検討しているが、運用の過程

で育てていく条例としたい。憲法のように一度決まったものを変えることが難しいものにする必要はない。この点は考え方が違う可能性もある。

#### ○渡邊委員

- ・ 条例は人間のつくるものなので、発展して当たり前である。例えば、東日本大震災がなければ現状の案にはなっていない可能性もある。憲法に関しても、変えてよいものだと考えている。人間のつくるものであるので、何かに応じて変えられる柔軟性は持ちたい。

#### ○福島委員長

- ・ 憲法も硬性憲法と軟性憲法とある。自治会連合会からの意見は硬性憲法として自治基本条例を見ており、そのため自治基本条例の制定は時期尚早であるというものである。見解の相違があるということになるか。

#### ○堀越委員

- ・ 自治基本条例の見直しを行うことが必ずしも変えるということではない。

#### ○事務局

- ・ 基本条例という性格上、頻繁に変更があると混乱が生じる可能性はある。この点は慎重に進めなければならない。確認は適宜行うが、改正に関しては乱発するものでもない。

#### ○福島委員長

- ・ 見直しがあっても柱は変わらない。細かい部分が見直しの対象となることが多い。

#### ○内田委員

- ・ 大きく柱が変わることはない。どこかで変更が必要な場合が生じた場合のために書いている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 制定したままにさせないことが目的である。変えるというより、充実させるということになる。付け加えられていくことは考えられる。

#### ○福島委員長

- ・ 変えることを前提としているわけではないという回答でよいか。

#### ○事務局

- ・ 改正の手続きについて、地方自治法上、議会の議決を経る。日本国憲法と同様に3分の2と明記すると地方自治法に抵触する可能性がある。他の自治体の例を見ても、議決要件を変えることはない。条例は地方自治法の範囲内にあるので、そのことについて違反はできない。

#### ○福島委員長

- ・ 要望書への対応について、積み残した部分もあるが今後の議論の過程で検討したい。

#### ○事務局

- ・ 検討委員会としては、何らかの形で自治会連合会に回答することになるのか。

#### ○富沢委員

- ・ これから中長期的に考えると、自治会を大切にし、自治会と認識のズレがあるのであれば訂正していく必要がある。これまでのような意見交換会のような形で自治会連合会と話し合い、中間報告への意見を頂いたことを感謝し、意見書の中で分からない点があるので伺っていただければ納得してもらえないのではないか。自治会連合会が納得しなければ、条例が制定してもうまくいかない。

**○中津原副委員長**

- ・ 話し合ってもらえてもらえるだろうか。自治会連合会としては基本的には反対であると聞いた。その理由は手続き論等にあるようだ。

**○富沢委員**

- ・ 話してわかるかは結果の問題である。

**○中津原副委員長**

- ・ これまで意見交換会に参加し、自治会連合会の意見はわかっている。回答することはよい。

**○富沢委員**

- ・ 意図がわからない点も要望書にはある。

**○中津原副委員長**

- ・ 回答することはあってもよいが、意見交換を行う必要はないと思う。

**○福島委員長**

- ・ 意見交換会の開催が一案で、最終報告書に活かすことも一案である。回答書を提出し、検討内容を盛りこむことが折衷案か。

**○事務局**

- ・ 今の段階で委員会の中での合意がとれていることは、何らかの回答をすることである。

**○中津原副委員長**

- ・ 回答はするべきだが、最終報告書で回答するだけでよいか、自治会連合会には特別に回答するのか。他の市民や団体も質問書や意見書を提出しているが、それらに個別に回答しているわけではない。自治会連合会だけに回答しなくてはならないということはない。

**○富沢委員**

- ・ 意見交換会の形式は自治会連合会だけを対象にしたものでなくてもよい。

**○事務局**

- ・ これまでの検討委員会が検討してきたことへの意見もあるが、附帯意見として盛りこむことを要望している。検討委員会としては問題がないように検討しているということだが、執行部側に再検討を求める附帯意見を付けるか。

**○小野田委員**

- ・ 要望書には検討委員会で決定することよりも行政で決定することについての意見が多い。附帯意見として行政に伝える価値があると検討委員会で認識できるのであれば附帯させればよい。個人的に、要望書は検討委員会ではなく行政に向けて提出すべき内容の意見であるので、委員会が附帯意見とする必要はないと思う。

**○渡邊委員**

- ・ 附帯意見として出すことは不要ではないか。

**○中津原副委員長**

- ・ 自治会連合会から「自治基本条例の制定に反対する」という要望書が出されてはいないのか。そのようなことも聞いたがどうか。

**○事務局**

- ・ 市へは出されていない。

#### ○中田委員

- ・ この要望書を読む限りは反対意見ではない。多くの市民から様々な意見を頂いており、この要望書も一つの意見である。検討委員会の目的は最終報告書をまとめ、市長に報告することである。最終報告の内容で回答すれば、特別扱いする必要はないと考える。要望書に十分な内容で回答できるかはわからない。再度要望書が出されてもわかりづらい。

#### ○福島委員長

- ・ この要望書だけを読むと制定を前提としている。

#### ○内田委員

- ・ 意見交換会で多かった意見は、自治会への加入率を高めるように書いてほしいといったものであった。伊藤委員には意見交換会では自治会からは加入率を高めるためのことを書いてほしいという意見が多かったということをお伝えした。

#### ○中津原副委員長

- ・ 個別の意見交換会に出ていた人は自治会連合会の会長ではなく、単位自治会の会長などである。自治会連合会としては反対のようである。

#### ○高橋委員

- ・ 中津原副委員長の意見と要望書の内容では乖離がある。推測されるのは、連合会の中で尽力して頂いている方がいるかもしれないということである。その方を支え互いに歩み寄れるようにした方がよい。富沢委員の述べたのとおり、自治会は自治基本条例の理念を広めるためには大切な団体である。自治会への歩み寄る姿勢が必要である。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自治会は大切な団体であることに異論はない。ただし、個別の自治会へのアプローチは難しい。

#### ○事務局

- ・ 少なくともこの要望書については自治会連合会内では合意がとれた内容である。

#### ○福島委員長

- ・ 何らかの対応は必要である。どのような状況なのかを聴いてみてほしい。区のあり方について保留になっている部分もあるので、状況を確認し、対応を決めたい。

#### ○堀越委員

- ・ 行間から読み取ることでできない部分については経緯を伺ってみればよい。

#### ○福島委員長

- ・ 推測した部分について聴いてみてもよい。

#### ○堀越委員

- ・ 自治会連合会の正副会長に意見交換を打診してもよい。参加して頂けるかは別だが、頂いた意見に不明点があるので、伺ってみるのはよい。

#### ○渡邊委員

- ・ 要望書に書かれていることの多くはこれまでに検討されている。現在の途中報告を自治会連合会だけに出すことはできない。

#### ○事務局

- ・ 資料は公開しているので、途中資料としては提出できる。

**○渡邊委員**

- ・ 途中報告でも懸念されていることについては回答出来ている。

**○富沢委員**

- ・ 形式的なことだけで議論を進めると、自治会連合会との関係は修正できない。委員構成に反対があるのかもしれないが、真意を知ることによって前進できることもある。

**○渡邊委員**

- ・ その点について疑義があるのであれば、最初の段階で議論するべきであった。

**○中津原副委員長**

- ・ 行間を読めない部分があるのであれば、こちらの解釈とその対応方法を回答するのはどうか。

**○堀越委員**

- ・ それでは永遠に終わらない。市民同士なので意見を伺えばよい。自治会連合会の方々も検討委員会が議論している自治基本条例について詳細に理解していらっしゃるかどうかかわからないので、説明もかねて話し合った方がよい。

**○中田委員**

- ・ 自治会連合会が組織として要望書を提出しているので、それぞれの委員の真意を知るためにどのような議論をするのか。

**○富沢委員**

- ・ 意見や真意を伺う会とすればよい。

**○中田委員**

- ・ この要望書が出されている以上、自治会連合会の正副会長は勝手な解釈はできない。

**○事務局**

- ・ 自治会連合会がこの意見交換を受けるかはわからない。

**○富沢委員**

- ・ 受ける、受けないは先方の判断になる。検討委員会としては丁寧に対応することが大切である。

**○内田委員**

- ・ 説明を行うことは別として、文書で提出されているので、文書で回答する必要がある。

**○富沢委員**

- ・ 文書で回答するために、分からない点について意見を伺う。

**○小野田委員**

- ・ 文書で回答することについて賛成である。

**○中津原副委員長**

- ・ 一度回答した上で、意見を伺った方がよいか。このままの状態でも話をしても効果がわからない。憶測を含めて回答した方がよい。

**○細川委員**

- ・ 自治会連合会を一般市民の意見と比べて重用視する意味は何か。市民意見の一つひとつについては回答していない。

#### ○富沢委員

- ・ 一般市民と比べて自治会が重要であるということを単純には言えないが、さいたま市の市民自治を推進するためには実質的に、自治会は重要な存在である。自治会が一番地域に根差した最も大切な単位である。その意味で、私としては特別視したい。平等論や形式論ではない。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自治会と自治会連合会は必ずしもイコールの関係ではない。自治会を大切にすることと自治会連合会に真摯に対応することにはギャップがある。

#### ○事務局

- ・ 自治会連合会の伊藤委員は関係団体代表として検討委員会には参加しているので、委員としての意見と団体代表としての意見を両方言える。要望書は委員としての意見とも捉えられるか。

#### ○中津原副委員長

- ・ そうではない。
- ・ とりあえず、今回の意見をまとめてみて、次回示したい。

#### ○福島委員長

- ・ 今日は時間の関係で以上とする。次回から定義は検討する。
- ・ 初回から予定から遅れているが、重要なことであるのでしっかり議論したい。

#### ○内田委員

- ・ この要望書の内容は自治会には直接関係のないことが多い。自治会に問題が生じることは書かれていない。

#### ○富沢委員

- ・ 自治会連合会の真意は違うとも考えられる。

#### ○中津原副委員長

- ・ 反対意見は書かれていない。

#### ○中田委員

- ・ 深読みすることがよいことなのか。要望書は反対意見ではない。深読みせずに、要望書に回答すればよい。

#### ○内田委員

- ・ 全体を見ると、市民活動及び協働の推進条例や地方自治法等の法令にも書かれているので自治基本条例は不要であるとも読める。

#### ○事務局

- ・ 条例そのものについての反対意見を検討委員会に提出しても仕方がないので、それは市長に提出するのかもしれない。

### 3 その他

#### ○中津原副委員長

- ・ 市民活動サポートセンターの秋のフォーラムが11月4日（金）、5日（土）に開催される。5日にテーマ別トークセッションを行う。4日は新しい公共をテーマとしたシンポジウムがある。5日のセッションで、5つのテーマのうちの1つとして、行政の設置した委員会への市民参加の成果と課題について議論する。検討委員会からは内田委員にゲストスピーカーを

お願いしている。自治基本条例だけでなく、ノーマライゼーション条例や総合振興計画の委員にも話してもらい、意見交換する企画を立てている。チラシができ次第、お知らせする。

#### **○事務局**

- ・ 次回の検討委員会は10月17日（月）に、大宮区役所南館301で開催する。

#### **4 閉会**

以上